

「県民割プラス」終了により「県民割」へ変更となります！



福島県民の方が6月4日以降にお申し込みの場合、補助金限度額が最大1万円から5千円に引き下げられます。

また、6月4日未満のご予約でも、施設予算額に達した時点で「県民割プラス」は終了なり、「県民割」(補助金限度額が5千円)へ移行されます。

対象県：福島県・宮城県・山形県・新潟県・栃木県・茨城県・群馬県
北海道・青森県・岩手県・秋田県

ご利用期間 2022年6月1日(水)～2022年6月30日(木)まで

※7月1日朝チェックアウトまで

お申込期間 **県民割プラス** ～6月3日まで

(ただし6月3日前に予算額が上限に達したら終了) ※予告は致しません

県民割 6月4日～6月30日午後0時まで

		平日	土日祝
和食会席 又は 洋食	基本料金	¥16,430	¥22,930
	補助額	↓	▲5000 ↓
	割引後	¥11,430	¥17,930
牛すき鍋 又は 牛しゃぶしゃぶ	基本料金	¥17,530	¥24,030
	補助額	↓	▲5000 ↓
	割引後	¥12,530	¥19,030

県民割ご利用時のご注意

当施設で県民割をご利用になるには、当施設の公式WEB予約サイトもしくはお電話予約のみ対象となります。外部インターネット予約・割引チケット等のご利用は対象外です。

また、ご利用にはワクチン接種証明書と身分証明書が必要となります。お忘れになられた場合県民割適用外となりますのでご注意ください。ワクチン接種証明書の後日郵送も対応できません。

ご自身で申請される場合：上記金額には入湯税・ゴルフ利用税・連盟会費が含まれております。

それらは県民割の対象外ですので上記金額より700円を差し引いて申請して下さい。

代理申請をご希望の方：ご予約をされただけでは県民割の申請は完了しておりません。県民割ご利用の場合は、必ずご連絡をお願い致します。当施設からの**県民割ご利用への積極的な声かけは致しておりません。**

【県民割ご利用詳細について】

6月4日以降に県民割を申請される場合の割引額

ご利用金額(税込)	割引額	特典クーポン
¥10,000～	¥5,000	¥500券×4枚
¥5,000～¥9,999	¥2,500	

※上記料金には入湯税・ゴルフ利用税・連盟会費は含まれません。

◎対象県(福島を含む全11県)

福島県・宮城県・山形県・栃木県・茨城県・新潟県・群馬県・北海道・青森県・岩手県・秋田県
「県民割プラス」とは異なり、全県で同額の補助額となります。

◎ご予約方法

「県民割」ご利用には、当施設の公式WEB予約サイトもしくはお電話でご予約下さい。
外部インターネット予約・割引クーポン・割引チケット等のご使用いただけません。
ご予約の際には、**必ず「県民割」利用とお伝え下さい。**

ご予約のご予約だけでは「県民割」申請は完了致しておりません。

また、こちらから「県民割」ご利用を積極的にはお声かけは致しておりません。

「県民割」ご利用のご依頼があった場合のみ、代理申請致します。

◎ご自身で「県民割」を申請される場合

公式WEB予約サイトに表記されている金額は、ゴルフ利用税・連盟会費・入湯税が含まれております。
それらは「県民割」対象外となりますので、表示金額より¥700を差し引いて申請して下さい。
また、2B割増・キャディフィも申請対象外です。

◎ご利用当日のご注意

チェックイン時に「ワクチン接種証明書」と「身分証明書」が必要となります。

(ご利用される方全員の証明書が必要です。代表者のみではありません)

お忘れになると、「県民割」は適用外となります。

後日郵送もお受けできません。必ずご持参下さい。

福島県民は2回目以上・他県の場合は3回目のワクチン接種証明書が必要となります。

(PCR検査等の陰性証明書については別紙をご参照下さい)

◎特典クーポンについて

当施設では売店商品のみにご利用いただけます。

プレー代・レストランのご飲食・マッサージ等にはご利用いただけません。

福島県県南地区クーポン利用対象店：fkplus_coupon_kennan.pdf (tif.ne.jp)

◎その他

施設予算額が上限に達した時点で、当施設での「県民割」ご利用は終了となります。

【福島県民割プラス対象県にお住まいの方々】

福島県民割プラスをご利用になる場合の ワクチン・検査パッケージのご利用方法

福島県民割プラスをご利用になる場合は、下記の書類の提示が必須となります。

現住所を確認できる身分証明書

1. 公的機関が発行し宿泊者本人の氏名・住所の記載があるもの
(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証等)
2. 公共料金の支払い明細で、宿泊者本人の氏名・住所の記載があるもの
(ただし3ヶ月以内のもの)
3. 宿泊者本人宛の郵便物で、氏名・住所の記載があるもの
(ただし3ヶ月以内のもの)

+

ワクチン接種済証明書

または

PCR検査等の陰性証明書

※原本ではなく、スマートフォン等で撮影した画像や写し(コピー)でも構いません。

※12歳未満のお子様の場合、同居する監護者(親等)が同行する場合は接種済証明書等のご提示は必要ありません。

ワクチン接種済証明書

ワクチン接種とは…

- 新型コロナウイルスワクチン予防接種済証
- 新型コロナウイルスワクチン接種記録書
- 新型コロナウイルスワクチン接種証明書が、該当します。

<接種済証明書の条件>

- 3回目の接種日が確認できるもの**
※数日間にわたる旅行や宿泊の場合は旅行および宿泊の初日が基準となります。
- 本人であること(身分証明書等で確認)
- 3回目のワクチンシール**が貼られていること
(予防接種済証または接種記録書の場合)

福島県民は2回目の接種済証明書

PCR検査等の陰性証明書

PCR検査または抗原定量検査、または抗原定性検査における陰性証明書(検査結果通知書)が必要です。

【注意】 **検査費用は自己負担**となります。
(健康上の理由等でワクチン接種を受けられない方は無料で検査を受けられます)

【注意】 PCR検査および抗原定量検査の有効期間は**3日間**(検体採取日+3日)
抗原定量検査の有効期間は**1日間**(検査日+1日)

<陰性証明書の条件>

- ①受検者氏名②検査結果③検査方法
④検査所名⑤検体採取日⑥検査管理者氏名
⑦有効期限が明記されていること
- **旅行開始日において、有効期限が過ぎてないもの**
- 本人であること(身分証明書等で確認)

※市販の検査薬の結果では上記が明記されていないものが多く、県として国・県が認めた検査機関の証明書のみ有効としています。